

# 黒松内町下水道事業経営戦略

## (特定地域生活排水処理事業)

令和4年3月

黒松内町建設水道課

## 黒松内町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 黒松内町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成18年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (令和6年度一部適用予定)
処理区域内人口密度	0.02人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区(下水道処理区域外)		
処理場数	122基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成16年度に新たな処理区域の拡張を行う予定であったが、費用対効果の見直しを行い区域拡張は行わず、現在の下水道処理区域以外については合併処理浄化槽での整備を行うこととした。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料:10 <sup>m</sup> まで 2,050円 超過使用料:10 <sup>m</sup> を超え1 <sup>m</sup> あたり 190円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料:10 <sup>m</sup> まで 4,110円 超過使用料:10 <sup>m</sup> を超え1 <sup>m</sup> あたり 160円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし				
条例上の使用料*2 (20 <sup>m</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,920 円	実質的な使用料*3 (20 <sup>m</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	4,354 円
	令和元年度	3,920 円		令和元年度	4,452 円
	令和2年度	3,950 円		令和2年度	4,468 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20<sup>m</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20<sup>m</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	建設水道課では、令和3年度現在6名体制(うち管理職2名)となっており、業務は土木事業、住宅事業、簡易水道事業、下水道事業、公園事業などを兼務して従事している。 職員給与の予算措置については、公共下水道事業特別会計に1人を置いている状況である。
事業運営組織	平成5年度に建設課下水道係と水道課を統合し、上下水道課とした。 平成16年度に上下水道課と建設課を統合し、建設水道課とした。(係を廃止し建設水道グループとなり、課内全ての業務において兼務となった。)

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽保守点検業務及び清掃業務を民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	当町の浄化槽事業は小規模であり採算が合わないため、指定管理者制度の活用は困難である。
	ウ PPP・PFI	当町の浄化槽事業は小規模であり採算が合わないため、PPP・PFIの活用は困難である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

当事業は平成22年度に終了しており、町で維持管理する浄化槽は今後増えることはないため浄化槽使用者の人口は行政区域内の人口減少に比例して減少していくものと見込まれる。

### (2) 有収水量の予測

当事業は平成22年度に終了しており、町で維持管理する浄化槽は今後増えることはないため浄化槽使用者の人口は行政区域内の人口減少に比例して減少していくものと見込まれる。

### (3) 使用料収入の見通し

当事業は平成22年度に終了しており、町で維持管理する浄化槽は今後増えることはなく、浄化槽使用者の減少に伴う休止等により使用料収入は減少するものと見込まれる。

### (4) 施設の見通し

浄化槽の法定耐用年数は30年とされているが、最も古い浄化槽は15年が経過していることから、適正な維持管理や早期の修繕により可能な限り耐用年数を延ばすことで、設備投資の増加を抑制していく。

### (5) 組織の見通し

下水道事業の技術職は、専門的な知識や多くの経験を必要とするが、現在は1名しか配置されていないため退職した場合のノウハウや知識の継承が今後の課題となる。

## 3. 経営の基本方針

特定地域生活排水処理事業での浄化槽整備については、平成18年度より開始し平成22年度で終了しているが、これまでの建設投資に伴う公債費の償還額は今後緩やかに減少していく見込みである。

また、限られた財源の中、料金水準等を検討した上で適正な事業計画と財政計画を基に経営改善を行い、令和6年度からの公営企業会計適用により独立採算制及び透明性を高め経営状況を分かりやすく提供できるようにする。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	本計画期間中において耐用年数を迎えることはないが、適正な維持管理や修繕を行い設備投資の抑制を図る。

○投資の目標に関する事項  
適正な維持管理や早期修繕による長寿命化を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	使用料収入で維持管理費用を賄えるように努め、繰入金を極力減らすよう事業運営の適正化を図る。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項  
平成22年度で事業が終了しているため、使用料の増加は見込めず、人口減少に伴う使用料の減を見込んで前年度比0.2%程度の減少で算定している。  
○繰入金に関する事項  
基準内繰入については、一般会計繰出基準に基づき元利償還に充てる繰入分を基準額で算定している。  
基準外繰入については、営業収益で賄いきれない営業費用、元利償還に充てる繰入基準外分で算定している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項  
公共下水道会計の3事業(特定環境保全公共下水道事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理事業)で1名分を計上しているが、職員給与費については特定環境保全公共下水道事業で計上している。  
○動力費に関する事項  
令和4年度は予算額で算定し、今後は浄化槽の基数に変動はないが、物価上昇等を考慮し微増で算定している。  
○修繕費に関する事項  
令和4年度は予算額で算定し、今後は浄化槽の基数に変動はないことから、同額で算定している。  
○委託費に関する事項  
令和4年度は予算額で算定し、今後は浄化槽の基数に変動はないことから、同額で算定している。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	なし
投資の平準化に関する事項	なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しについては、特定環境保全公共下水道事業と同時期に行う予定であり、令和6年度からの法適以降を考慮し改定が必要となった場合は、使用者に対して十分な説明を行い、理解を得ることが必要である。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	なし

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	小規模浄化槽事業では、指定管理者やPPP/PFI等は採算が合わないため、当面は現在の維持管理委託とする。
職員給与費に関する事項	職員給与の予算措置については、特定環境保全公共下水道事業で措置する。
動力費に関する事項	なし
薬品費に関する事項	なし
修繕費に関する事項	ブローアなどの消耗品の交換を適切に行い、公共水域の水質保全に努める。
委託費に関する事項	なし
その他の取組	今後、使用料収入の増加が期待できないことから、未収金の減少に努めるとともに、収納率向上及び滞納整理の強化を図っている自治体などの事例等を参考にしながら、使用料の収納率向上を図る。

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方について記載すること。
---------------------	---

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	12,066	11,925	11,256	11,329	10,473	10,493	10,466	10,440	10,430	10,402	10,374	10,347	
	(1)	営 業 収 益 (B)	4,732	4,622	4,626	4,478	4,423	4,313	4,235	4,181	4,128	4,075	4,023	3,971	
		ア 料 金 収 入	4,645	4,622	4,626	4,478	4,423	4,313	4,235	4,181	4,128	4,075	4,023	3,971	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	87												
	(2)	営 業 外 収 益	7,334	7,303	6,630	6,851	6,050	6,180	6,231	6,259	6,302	6,327	6,351	6,376	
		ア 他 会 計 繰 入 金	7,333	7,280	6,611	6,850	6,049	6,179	6,230	6,258	6,301	6,326	6,350	6,375	
		イ そ の 他	1	23	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	収 益 的 支 出	2	総 費 用 (D)	9,486	9,127	8,451	8,371	8,287	8,235	8,181	8,127	8,089	8,032	7,975	7,917
		(1)	営 業 費 用	8,320	8,047	7,448	7,433	7,412	7,412	7,412	7,412	7,429	7,429	7,429	7,429
			ア 職 員 給 与 費 うち 退 職 手 当												
			イ そ の 他	8,320	8,047	7,448	7,433	7,412	7,412	7,412	7,412	7,429	7,429	7,429	7,429
		(2)	営 業 外 費 用	1,166	1,080	1,003	938	875	823	769	715	660	603	546	488
			ア 支 払 利 息 うち 一 時 借 入 金 利 息	1,166	1,080	1,003	938	875	823	769	715	660	603	546	488
		イ そ の 他													
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	2,580	2,798	2,805	2,958	2,186	2,258	2,285	2,313	2,341	2,370	2,399	2,430	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	3,592	3,176	1,862	1,985	1,457	1,505	1,524	1,542	1,560	1,580	1,600	1,619	
	(1)	地 方 債 うち 資 本 費 平 準 化 債	1,700	1,300											
	(2)	他 会 計 補 助 金	1,892	1,876	1,862	1,985	1,457	1,505	1,524	1,542	1,560	1,580	1,600	1,619	
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
	(6)	工 事 負 担 金													
	(7)	そ の 他													
	資 本 的 支 出	2	資 本 的 支 出 (G)	6,430	5,990	4,656	4,962	3,643	3,763	3,809	3,855	3,901	3,950	3,999	4,049
		(1)	建 設 改 良 費 うち 職 員 給 与 費												
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	6,430	5,990	4,656	4,962	3,643	3,763	3,809	3,855	3,901	3,950	3,999	4,049
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5)	そ の 他												
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 2,838	△ 2,814	△ 2,794	△ 2,977	△ 2,186	△ 2,258	△ 2,285	△ 2,313	△ 2,341	△ 2,370	△ 2,399	△ 2,430		

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見 込〕	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
				(E)+(I) (J)	△ 258	△ 16	11	△ 19					
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 258	△ 16	11	△ 19								
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	282	24	8	19								
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	24	8	19									
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	24	8	19									
	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	$\left( \frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left( \frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	75.8	78.9	85.9	85.0	87.8	87.5	87.3	87.1	87.0	86.8	86.6	86.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	4,732	4,622	4,626	4,478	4,423	4,313	4,235	4,181	4,128	4,075	4,023	3,971
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	73,974	69,284	64,627	59,666	56,023	52,259	48,451	44,596	40,694	36,744	32,745	28,696

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見 込〕	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
				7,333	7,280	6,611	6,850	6,049	6,179	6,230	6,258	6,301	6,326
収 益 的 収 支 分		7,333	7,280	6,611	6,850	6,049	6,179	6,230	6,258	6,301	6,326	6,350	6,375
	うち基準内繰入金	3,537	3,462	3,395	3,540	2,711	2,752	2,747	2,742	2,737	2,732	2,727	2,723
	うち基準外繰入金	3,796	3,818	3,216	3,310	3,338	3,427	3,483	3,516	3,564	3,594	3,623	3,652
資 本 的 収 支 分		1,892	1,876	1,862	1,985	1,457	1,505	1,524	1,542	1,560	1,580	1,600	1,619
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	1,892	1,876	1,862	1,985	1,457	1,505	1,524	1,542	1,560	1,580	1,600	1,619
合 計		9,225	9,156	8,473	8,835	7,506	7,684	7,754	7,800	7,861	7,906	7,950	7,994



# 経営比較分析表（令和2年度決算）

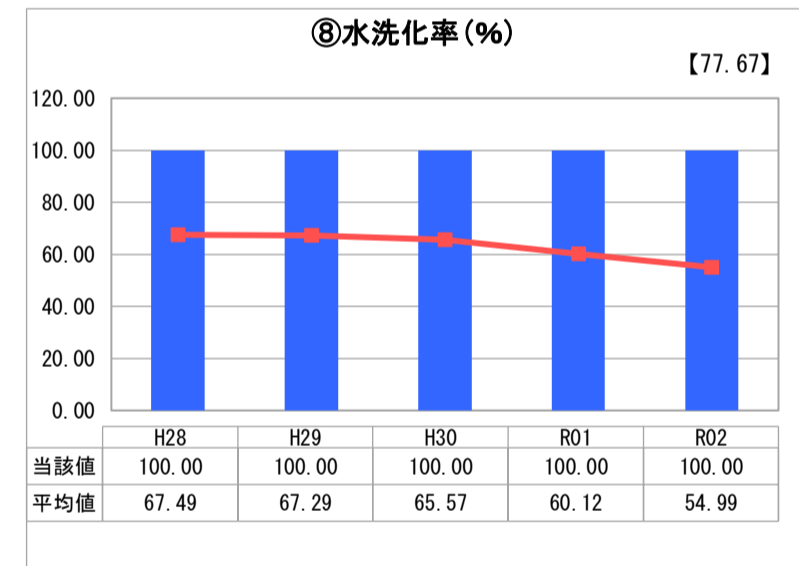
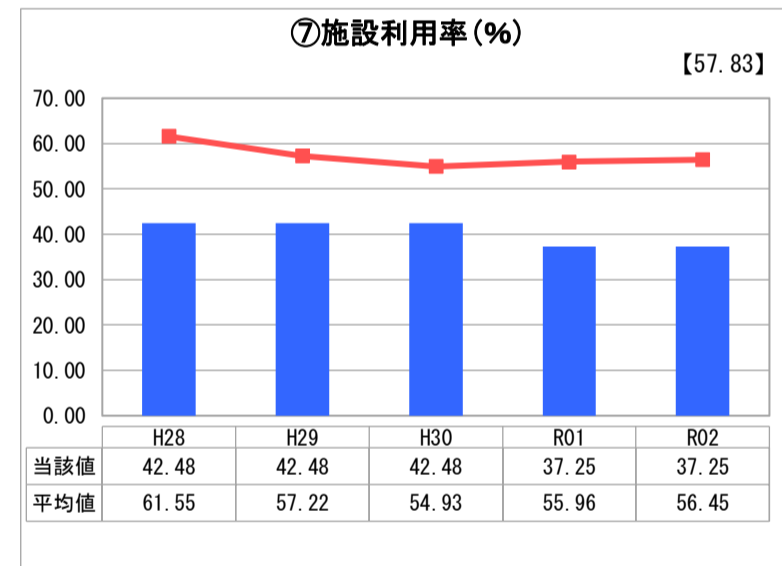
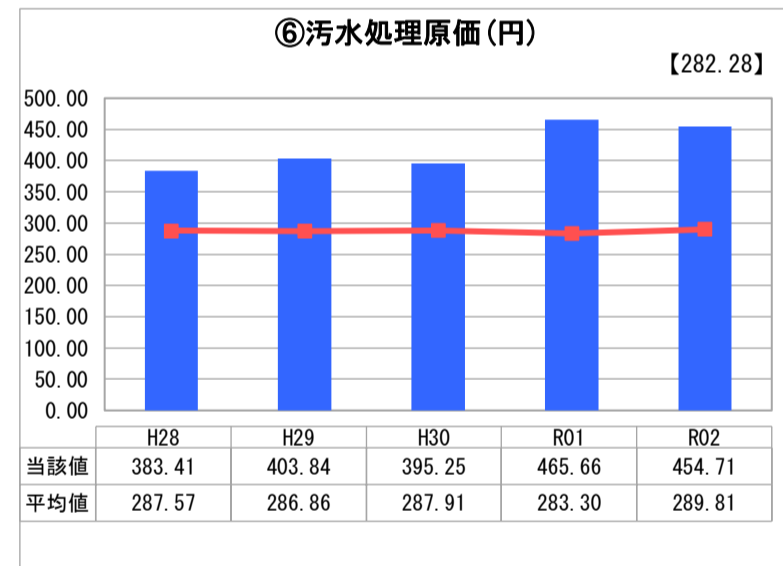
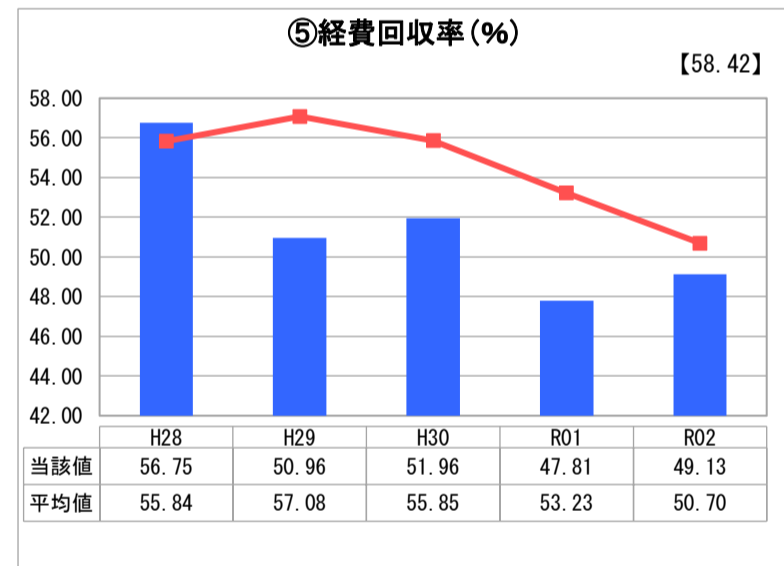
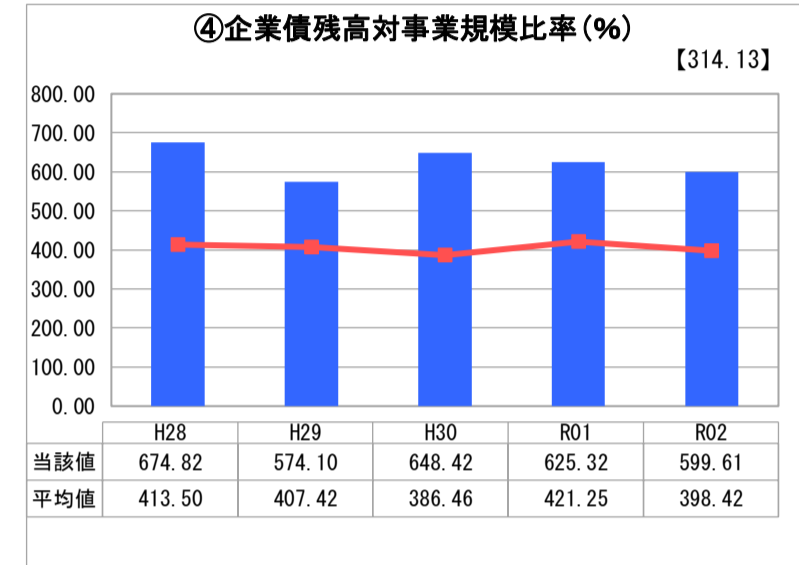
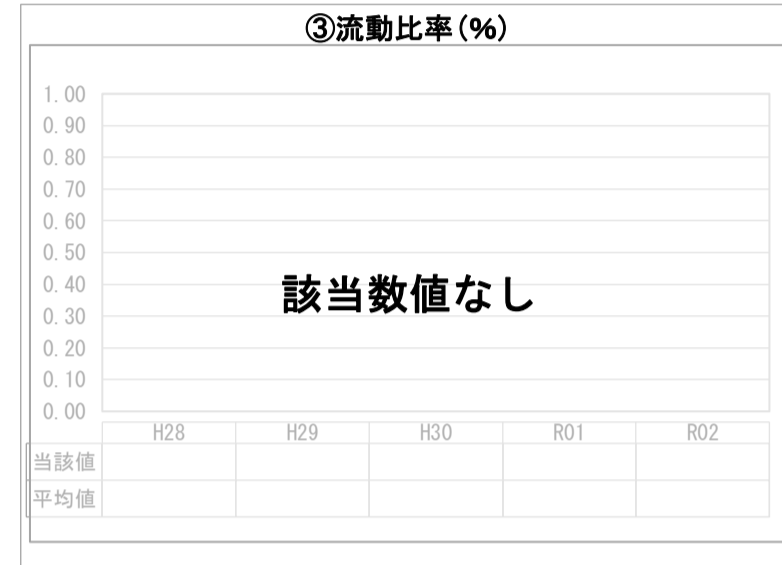
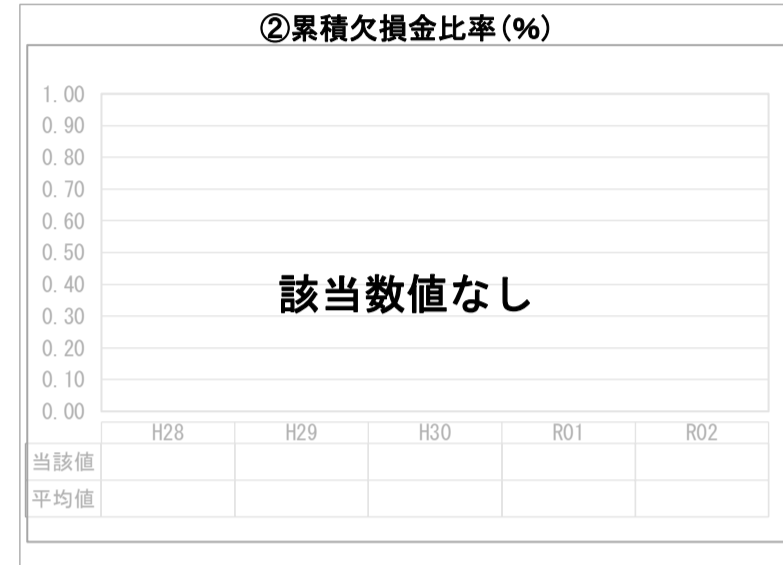
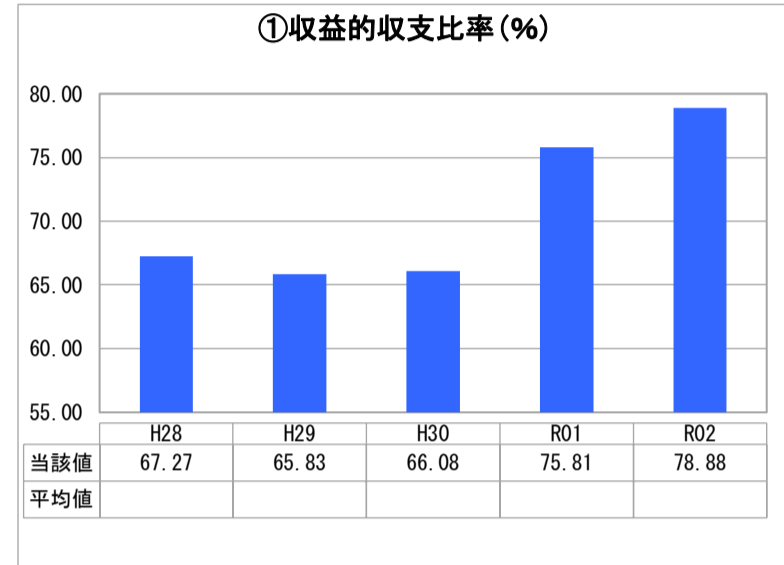
北海道 黒松内町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	10.49	100.00	3,950

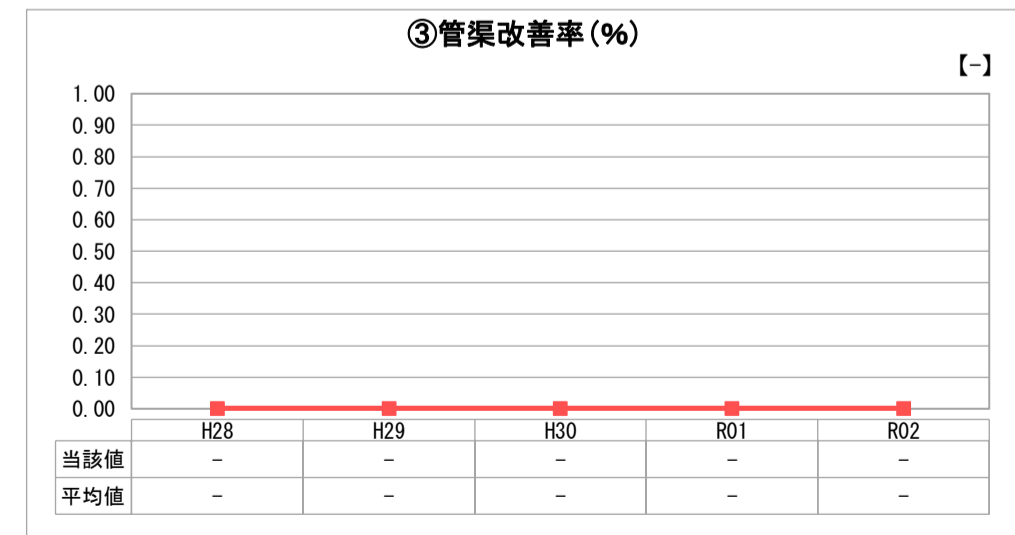
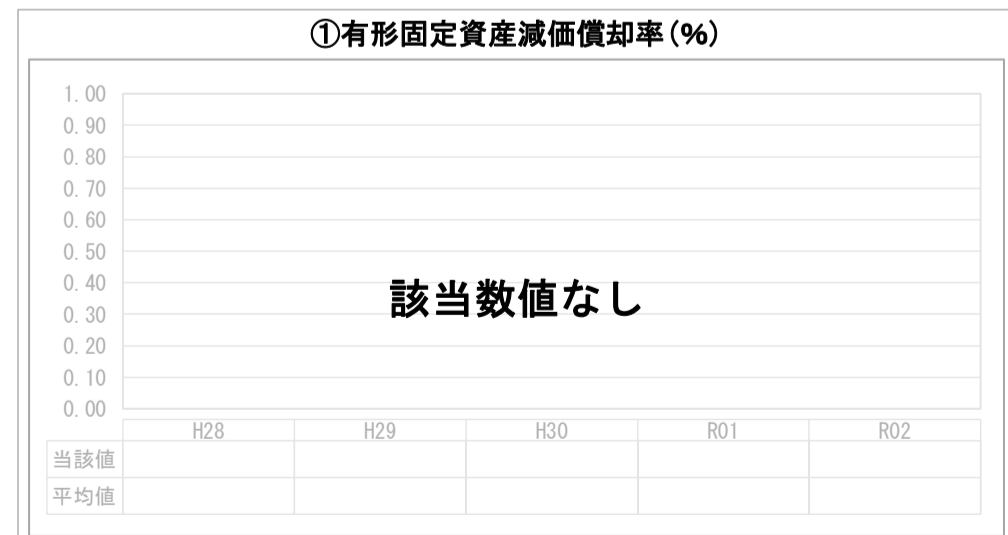
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,735	345.65	7.91
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
285	344.47	0.83

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【】	令和2年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率については100%を下回っているが、対前年度比で増加しており、主な要因は地方債償還金が減額になったことによるものと思われる。企業債残高事業規模比率については類似団体よりも高い水準となっているが、平成18年～平成21年の短期間で多くの浄化槽設置工事を行った影響によるものと思われる。浄化槽事業は終了しているため今後は減少傾向となる見込み。経費回収率については、人口減少に伴う使用料の減少や労務単価、維持管理費の増加に伴い平均値を下回っている。今後も使用料の増加は見込めないため維持管理費の抑制に努める。浄化槽設置世帯については人口減少が進む中、また高齢者世帯が多く、浄化槽1基あたりの処理人口が少なくなっており施設利用率が下がり、使用料収入も少なくなっている。

### 2. 老朽化の状況について

平成18年～平成21年の4年間で設置しており、現状で老朽化は進んでいない。

## 全体総括

本町の特定地域生活排水処理事業は一般会計からの繰入金で賄っている部分が多く、健全・効率的な経営を行うためには未納額の解消や使用料の改定が必要と思われるが、本事業については下水道処理区域以外の生活排水対策であり、現状から使用料の改定は難しいと考えている。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。